

◀ 「VBA PRO 給与計算・年末調整」「ADO 給与計算・年末調整」「VBA PRO 源泉徴収票・支払調書」システムのバージョンアップについて▶

■ 平成 30 年分「給与所得者の配偶者控除等申告書」へのデータ入力手順について

平成 30 年分「給与所得者の配偶者控除等申告書」では、申告者と配偶者の不動産所得や事業所得、雑所得などの所得金額から合計所得金額を計算することになります。
 最新版のバージョンアップでは、申告者と配偶者の不動産所得や事業所得、雑所得などを入力して配偶者控除と配偶者特別控除を計算できるように変更しました。
 年末調整までには、平成 30 年分「給与所得者の配偶者控除等申告書」に対応するためにファイルの差し替えをお願いします。

■ 「VBA PRO 給与計算・年末調整」「ADO 給与計算・年末調整」の「源泉徴収簿」の入力フォーム

「編集」メニューから「源泉徴収簿」を選択して「年末調整の計算」タブに移動します。

「合計所得金額」のボタンから申告者と配偶者の合計所得金額を入力します。

「配偶者(特別)控除」ボタンから配偶者控除または配偶者特別控除の控除額を入力します。

■ 「VBA PRO 源泉徴収票・支払調書」の「給与所得の源泉徴収票」の入力フォーム

「編集」メニューから「給与所得の源泉徴収票」を選択して「年末調整・源泉徴収簿」タブを開きます。

「申告者・配偶者の合計所得金額」のボタンから申告者と配偶者の合計所得金額を入力します。

「配偶者(特別)控除の計算」ボタンから配偶者控除または配偶者特別控除の控除額を入力します。

■ 申告者と配偶者の合計所得金額の入力フォーム

申告者と配偶者の合計所得金額データの入力

申告者の合計所得金額データ | 配偶者の合計所得金額データ |

申告者の氏名 鈴木 次郎

	収入金額	必要経費	所得金額
給与所得	8,230,000		6,207,000
事業所得	0	0	0
雑所得	1,600,000	750,000	850,000
配当所得	0	0	0
不動産所得	3,200,000	1,200,000	2,000,000
上記以外所得	0	0	0
合計所得金額	0	0	9,057,000

配偶者の合計所得金額が38万円以下の場合に配偶者控除が適用できます。給与の支払いを受ける人の合計所得金額が900万円を超えると配偶者控除の金額は変動します。

給与の支払いを受ける人の合計所得金額が1,000万円を超えると配偶者控除は適用できません。

一時所得又は長期譲渡所得は2分の1計算

申告者と配偶者の合計所得金額から配偶者控除額と配偶者特別控除額を計算します。

OK キャンセル

申告者（給与の支払いを受ける人）の事業所得、雑所得、配当所得、不動産所得、その他の所得の収入金額と必要経費を入力して合計所得金額を計算します。

申告者の合計所得金額が900万円を超えると、配偶者控除または配偶者特別控除の控除額が変動します。
申告者の合計所得金額が1000万円を超えると、配偶者控除または配偶者特別控除の適用はありません。

申告者と配偶者の合計所得金額データの入力

申告者の合計所得金額データ | 配偶者の合計所得金額データ |

配偶者の氏名 鈴木 みどり

	収入金額	必要経費	所得金額
給与所得	1,500,000		850,000
事業所得	0	0	0
雑所得	0	0	0
配当所得	0	0	0
不動産所得	300,000	120,000	180,000
上記以外所得	0	0	0
合計所得金額	0	0	1,030,000

配偶者の合計所得金額が38万円超で123万円以下の場合に配偶者特別控除は適用できます。給与の支払いを受ける人の合計所得金額が900万円を超えると配偶者特別控除の金額は変動します。

給与の支払いを受ける人の合計所得金額が1,000万円を超えると配偶者特別控除は適用できません。

一時所得又は長期譲渡所得は2分の1計算

申告者と配偶者の合計所得金額から配偶者控除額と配偶者特別控除額を計算します。

OK キャンセル

配偶者の事業所得、雑所得、配当所得、不動産所得、その他の所得の収入金額と必要経費を入力して合計所得金額を計算します。

配偶者の合計所得金額が38万円を超えると、配偶者控除の適用はありません。

配偶者の合計所得金額が123万円を超えると、配偶者特別控除の適用はありません。

《ご注意》

申告者と配偶者に退職所得がある場合は、勤続年数から計算した退職所得控除額を差し引く退職所得の計算には対応していないので、その他の所得欄に所得金額を入力してください。

一時所得又は長期譲渡所得は、2分の1を乗じて所得金額を計算しますので「2分の1計算」にチェックを付けてください。

配偶者控除または配偶者特別控除の入力フォーム

配偶者控除・配偶者特別控除データの入力

配偶者控除のデータ | 配偶者特別控除のデータ

配偶者の氏名 フリガナ 生年月日 配偶者控除
個人番号 非居住者の区分
鈴木 道子 スズキ ミチコ 882.12.15 区分 該当なし
個人番号 521478021470 非居住 控除額
給与の支払いを受ける人の合計所得金額が1,000万円を超えると配偶者控除は適用がありません。(障害者控除は適用できます。)
 配偶者控除
 源泉控除対象配偶者
給与の支払いを受ける人の合計所得金額が900万円以下で、配偶者の合計所得金額が85万円以下の場合には源泉控除対象配偶者になります。
 70才以上で老人控除対象配偶者 昭和24年1月1日以前に生まれた人
給与の支払いを受ける人の合計所得金額 6,207,000
OK キャンセル

申告者と配偶者の合計所得金額から、配偶者控除の控除額を計算します。

申告者の合計所得金額が1000万円を超えると、配偶者控除は適用がありません。

配偶者の合計所得金額が38万円を超えると、配偶者控除の適用はありません。

《ご注意》

源泉控除対象配偶者は、申告者の合計所得金額が900万円以下で、配偶者の合計所得金額が85万円以下の場合にチェックを付けることができます。

配偶者控除と配偶者特別控除データの入力

配偶者控除のデータ | 配偶者特別控除のデータ

配偶者の氏名 フリガナ 生年月日
個人番号 非居住者の区分
鈴木 みどり スズキ ミドリ 882.12.4
個人番号 963545217845 非居住
配偶者特別控除の適用
 有 無
配偶者の給与収入 1,500,000 850,000
配偶者の給与以外の所得金額 180,000
配偶者の合計所得金額 1,030,000
配偶者特別控除額 140,000
給与の支払いを受ける人の合計所得金額が1,000万円を超えると配偶者特別控除は適用できません。
配偶者の合計所得金額が38万円以下の場合又は123万円を超える場合は配偶者特別控除は適用できません。
OK キャンセル

「配偶者特別控除の適用」の「有」にチェックを付けます。

申告者と配偶者の合計所得金額から、配偶者特別控除の控除額を計算します。

申告者の合計所得金額が1000万円を超えると、配偶者特別控除は適用がありません。

配偶者の合計所得金額が123万円を超えると、配偶者特別控除の適用はありません。

《ご注意》

配偶者が一般障害者または特別障害者に該当する場合は、「扶養・障害者控除」のボタンから入力することができます。

控除対象配偶者として配偶者控除を計算するときのみ障害者控除が適用できますのでご注意ください。(配偶者特別控除として控除額を計算する場合は、障害者控除は適用できません。)

■ 平成 30 年分「給与所得者の配偶者控除等申告書」で配偶者控除を計算する

平成 30 年分から「給与所得者の配偶者控除等申告書」で、配偶者控除の控除額を計算します。

申告者の本年中の合計所得金額の見積額は、下記のように 9,057,000 円となるため、区分 I は「900 万円超 950 万円以下」で B になります。

申告者の合計所得金額 9,057,000 円 = 給与所得 6,207,000 円 + 雑所得 800,000 円 + 不動産所得 2,050,000 円

配偶者の本年中の合計所得金額の見積額は、下記のように 0 円となるため、区分 II は「38 万円以下かつ年齢 70 歳未満」で②になります。

配偶者の合計所得金額は 0 円となるため配偶者控除は適用できます。配偶者控除の控除額は区分 II の②欄から区分 I が B のため 260,000 円になります。

あなたの本年中の合計所得金額の見積額	9,057,000 円	判定	<input type="checkbox"/> 900万円以下 (A)	<input checked="" type="checkbox"/> 900万円超950万円以下 (B)	<input type="checkbox"/> 950万円超1,000万円以下 (C)	区分 I	B
--------------------	-------------	----	--------------------------------------	---	--	------	---

配偶者	(フリガナ) 氏名	個人番号					生年月日	配偶者の本年中の合計所得金額の見積額				判定	区分 II	②
	ススキ ミドリ	あなたと配偶者の住所又は居所が異なる場合の配偶者の住所又は居所					9 6 3 5 4 5 2 1 7 8 4 5	S82.12.4	<input type="checkbox"/> 38万円以下かつ年齢70歳以上 ①	<input checked="" type="checkbox"/> 38万円以下かつ年齢70歳未満 ②	<input type="checkbox"/> 38万円超85万円以下 ③			
鈴木 みどり														

合計所得金額の見積額の計算表	あなたの合計所得金額(見積額)	所得の種類	収入金額	必要経費	所得金額	配偶者の合計所得金額(見積額)	所得の種類	収入金額	必要経費	所得金額
		給与所得 (1)	8,230,000		6,207,000		給与所得 (1)			
		事業所得 (2)					事業所得 (2)			
		雑所得 (3)	1,800,000	800,000	800,000		雑所得 (3)			
		配当所得 (4)					配当所得 (4)			
		不動産所得 (5)	2,900,000	850,000	2,050,000		不動産所得 (5)			
		退職所得 (6)					退職所得 (6)			
		(1) から (6) 以外の所得 (7)					(1) から (6) 以外の所得 (7)			
		所得の合計額			9,057,000		所得の合計額			

(注) 給与所得の「所得金額」の計算に当たっては、「所得の区分」の【①給与所得】を参考にしてください。

控除額の計算	区分 I	区分 II										配偶者控除の額		
		①	②	③	④ [注の見解を参照してください]				⑤	⑥	⑦		⑧	260,000 円
	A	480,000円	380,000円	330,000円	85万円超90万円以下	90万円超95万円以下	95万円超100万円以下	100万円超105万円以下	105万円超110万円以下	110万円超115万円以下	115万円超120万円以下	120万円超125万円以下	125万円超	円
	B	320,000円	260,000円	240,000円	360,000円	310,000円	260,000円	210,000円	160,000円	110,000円	80,000円	40,000円	20,000円	
	C	160,000円	130,000円	120,000円	240,000円	210,000円	180,000円	140,000円	110,000円	80,000円	40,000円	20,000円	10,000円	
	摘要	配偶者控除			配偶者特別控除									

※「配偶者控除の額」又は「配偶者特別控除の額」については、左の表を参考に記載してください。

■ 平成 30 年分「給与所得者の配偶者控除等申告書」で配偶者特別控除を計算する

平成 30 年分から「給与所得者の配偶者控除等申告書」で、配偶者特別控除の控除額を計算します。

申告者の本年中の合計所得金額の見積額は、下記のように 9,057,000 円となるため、区分Ⅰは「900 万円超 950 万円以下」でBになります。

申告者の合計所得金額 9,057,000 円 = 給与所得 6,207,000 円 + 雑所得 850,000 円 + 不動産所得 2,000,000 円

配偶者の本年中の合計所得金額の見積額は、下記のように 1,030,000 円となるため、区分Ⅱは「85 万円超 123 万円以下」で④になります。

配偶者の合計所得金額 1,030,000 円 = 給与所得 850,000 円 + 動産所得 180,000 円

配偶者の合計所得金額は 1,030,000 円となるため配偶者控除は適用がありません。

配偶者特別控除の控除額は、区分Ⅱの④「100 万円超 105 万円以下」の欄から区分ⅠがBのため 140,000 円になります。

あなたの本年中の合計所得金額の見積額	9,057,000 円	判定	<input type="checkbox"/> 900万円以下 (A)	<input checked="" type="checkbox"/> 900万円超950万円以下 (B)	<input type="checkbox"/> 950万円超1,000万円以下 (C)	区分Ⅰ	B
--------------------	-------------	----	--------------------------------------	---	--	-----	----------

配偶者 鈴木 みどり	(フリガナ) 氏名	ススキ ミドリ	個人番号	9 6 3 5 4 5 2 1 7 8 4 5	生年月日	S82.12.4	配偶者の本年中の合計所得金額の見積額	1,030,000 円	判定	区分Ⅱ	④
	あなたと配偶者の住所又は居所が異なる場合の配偶者の住所又は居所	本人控除対象配偶者	非居住者である配偶者	生計を一にする事業	<input type="checkbox"/> 88万円以下かつ年齢70歳以上	①	<input type="checkbox"/> 88万円以下かつ年齢70歳未満	②			

あなたの合計所得金額の見積額の計算表	所得の種類	収入金額	必要経費	所得金額
	給与所得 (1)	8,230,000		6,207,000
事業所得 (2)				
雑所得 (3)	1,800,000	750,000	850,000	
配当所得 (4)				
不動産所得 (5)	3,200,000	1,200,000	2,000,000	
退職所得 (6)				
(1) から (6) 以外の所得 (7)				
所得の合計額			9,057,000	

配偶者の合計所得金額の見積額	所得の種類	収入金額	必要経費	所得金額
	給与所得 (1)	1,500,000		850,000
事業所得 (2)				
雑所得 (3)				
配当所得 (4)				
不動産所得 (5)	300,000	120,000	180,000	
退職所得 (6)				
(1) から (6) 以外の所得 (7)				
所得の合計額			1,030,000	

控除額の計算	区分Ⅱ										配偶者控除の額		
	①	②	③	85万円超 90万円以下	90万円超 95万円以下	95万円超 100万円以下	100万円超 105万円以下	105万円超 110万円以下	110万円超 115万円以下	115万円超 120万円以下		120万円超 123万円以下	
区分Ⅰ	A	380,000円	380,000円	380,000円	360,000円	310,000円	260,000円	210,000円	160,000円	110,000円	60,000円	30,000円	140,000円
	B	320,000円	260,000円	260,000円	240,000円	210,000円	180,000円	140,000円	110,000円	80,000円	40,000円	20,000円	
	C	180,000円	130,000円	130,000円	120,000円	110,000円	80,000円	70,000円	80,000円	40,000円	20,000円	10,000円	
摘要	配偶者控除		配偶者特別控除										

《ご注意》

申告者の合計所得金額が 900 万円以下では、配偶者特別控除または配偶者特別控除の控除額は減少しません。
 申告者の合計所得金額が 1000 万円を超えると、配偶者特別控除と配偶者特別控除はどちらも適用がありません。

■ 平成 30 年からの配偶者控除と配偶者特別控除の税制改正について

■ 配偶者控除及び配偶者特別控除の見直しが行われました。

(1) 配偶者控除 (所法 83)

控除対象配偶者又は老人控除対象配偶者を有する居住者について適用する配偶者控除の額が次のとおりとされました。なお、合計所得金額が 1,000 万円を超える居住者については、配偶者控除の適用はできないこととされました (所法 83①)。

	控除額		
	居住者の合計所得金額		
	900 万円以下	900 万円超 950 万円以下	950 万円超 1,000 万円以下
控除対象配偶者	38 万円	26 万円	13 万円
老人控除対象配偶者	48 万円	32 万円	16 万円

※ 老人控除対象配偶者は、控除対象配偶者のうち年齢 70 歳以上の人をいいます、

(2) 配偶者特別控除 (所法 83 の 2)

配偶者特別控除の対象となる配偶者の合計所得金額を 38 万円超 123 万円以下 (改正前 : 38 万円超 76 万円未満) とし、その控除額が次のとおりとされました。なお、改正前の制度と同様に、合計所得金額が 1,000 万円を超える居住者については、配偶者特別控除の適用はできないこととされています (所法 83 の 2①②)。

配偶者の合計所得金額	控除額		
	居住者の合計所得金額		
	900 万円以下	900 万円超 950 万円以下	950 万円超 1,000 万円以下
38 万円超 85 万円以下	38 万円	26 万円	13 万円
85 万円超 90 万円以下	36 万円	24 万円	12 万円
90 万円超 95 万円以下	31 万円	21 万円	11 万円
95 万円超 100 万円以下	26 万円	18 万円	9 万円
100 万円超 105 万円以下	21 万円	14 万円	7 万円
105 万円超 110 万円以下	16 万円	11 万円	6 万円
110 万円超 115 万円以下	11 万円	8 万円	4 万円
115 万円超 120 万円以下	6 万円	4 万円	2 万円
120 万円超 123 万円以下	3 万円	2 万円	1 万円
123 万円超	0 円	0 円	0 円

(3) 給与所得者の扶養控除等申告書等の整備 (所法 194 等)

上記 (1) 及び (2) の見直しに伴い、給与所得者の扶養控除等申告書、給与所得者の配偶者特別控除申告書及び公的年金等の受給者の扶養親族等申告書についてその記載事項の見直しを行う等の所要の措置が講じられました。

上記 (1) から (3) までの改正は、平成 30 年分以後の所得税について適用されます。

《参考資料》

居住者の合計所得金額	給与所得だけの場合の 居住者の給与等の収入金額
900 万円以下	1,120 万円以下
900 万円超 950 万円以下	1,120 万円超 1,170 万円以下
950 万円超 1,000 万円以下	1,170 万円超 1,220 万円以下

配偶者の合計所得金額	給与所得だけの場合の 配偶者の給与等の収入金額
38 万円以下	1,030,000 円以下
38 万円超 85 万円以下	1,030,000 円超 1,500,000 円以下
85 万円超 90 万円以下	1,500,000 円超 1,550,000 円以下
90 万円超 95 万円以下	1,550,000 円超 1,600,000 円以下
95 万円超 100 万円以下	1,600,000 円超 1,667,999 円以下
100 万円超 105 万円以下	1,667,999 円超 1,751,999 円以下
105 万円超 110 万円以下	1,751,999 円超 1,831,999 円以下
110 万円超 115 万円以下	1,831,999 円超 1,909,999 円以下
115 万円超 120 万円以下	1,909,999 円超 1,971,999 円以下
120 万円超 123 万円以下	1,971,999 円超 2,015,999 円以下
123 万円超	2,015,999 円超

※ 給与所得控除の上限額は、平成 29 年分の所得税から給与等の収入金額が 1,000 万円を超える場合に 220 万円に引き下げられています。

■ 配偶者に係る扶養親族等の数の計算方法の変更について

改正前は、税額表の甲欄を使用して給与等に対する源泉徴収税額を求める際、居住者が控除対象配偶者を有する場合には、扶養親族等の数に 1 人を加えて計算します。また、その控除対象配偶者が障害者（特別障害者を含みます。以下同じです。）に該当する場合には、扶養親族等の数に 1 人を加えて計算します。

改正後は、税額表の甲欄を使用して給与等に対する源泉徴収税額を求める際、配偶者が**源泉控除対象配偶者に該当する**場合には、扶養親族等の数に 1 人を加えて計算することとされました。

また、**同一生計配偶者が障害者に該当する**場合には、扶養親族等の数に 1 人を加えて計算します。

1. **源泉控除対象配偶者**とは、居住者（合計所得金額が 900 万円以下である人に限ります。）と生計を一にする配偶者で、合計所得金額が 85 万円以下である人をいいます。
したがって、「改正後の配偶者控除額及び配偶者特別控除額の一覧表」において配偶者控除額または配偶者特別控除額が 38 万円（老人控除対象配偶者の場合は 48 万円）となる配偶者がこれに該当します。
2. **同一生計配偶者**とは、居住者と生計を一にする配偶者で、合計所得金額が 38 万円以下である人をいいます。
3. **控除対象配偶者**とは、同一生計配偶者のうち、合計所得金額が 1,000 万円以下である居住者の配偶者をいいます。

改正前		改正後（平成 30 年分以降）	
控除対象配偶者	<ul style="list-style-type: none"> 給与所得者の合計所得金額 ⇒制限無 配偶者の合計所得金額 ⇒38 万円以下 	同一生計配偶者	<ul style="list-style-type: none"> 給与所得者の合計所得金額 ⇒制限無 配偶者の合計所得金額 ⇒38 万円以下
		控除対象配偶者	<ul style="list-style-type: none"> 給与所得者の合計所得金額 ⇒1,000 万円以下 配偶者の合計所得金額 ⇒38 万円以下
配偶者特別控除の対象者	<ul style="list-style-type: none"> 給与所得者の合計所得金額 ⇒1,000 万円以下 配偶者の合計所得金額 ⇒38 万円超 76 万円未満 	配偶者特別控除の対象者	<ul style="list-style-type: none"> 給与所得者の合計所得金額 ⇒1,000 万円以下 配偶者の合計所得金額 ⇒38 万円超 123 万円未満
		源泉控除対象配偶者	<ul style="list-style-type: none"> 給与所得者の合計所得金額 ⇒900 万円以下 配偶者の合計所得金額 ⇒85 万円以下

※（特別）障害者に該当する場合には、（特別）障害者控除の対象となります。

※ 控除対象配偶者のうち年齢 70 歳以上の配偶者は老人控除対象配偶者となります。

【配偶者に係る扶養親族等の数の数え方（概要）】

		居住者の合計所得金額 (給与所得だけの場合の居住者の給与等の収入金額)			
		900 万円以下 (1,120 万円以下)	900 万円超 950 万円以下 (1,120 万円超 1,170 万円以下)	950 万円超 1,000 万円以下 (1,170 万円超 1,220 万円以下)	1,000 万円超 (1,220 万円超)
配偶者の 合計所得 金額 (給与収入 だけの 場合の配 偶者の給 与等の収 入金額)	38 万円以下 (103 万円以下)	1 人	0 人	0 人	0 人
	38 万円超 85 万円以下 (103 万円超 150 万円以下)	1 人	0 人	0 人	0 人
	85 万円超 (150 万円超)	0 人	0 人	0 人	0 人

配偶者が障害者に該当する場合は 1 人加算

※ 給与等に対する源泉徴収税額の計算における扶養親族等の数は、この「数え方」により求めた配偶者に係る扶養親族等の数に、控除対象扶養親族に係る扶養親族等の数を加えた数となります。

上記の改正は、平成 30 年分以後の所得税について適用されます。